茨城県立中央病院治験審査運営要項

本治験審査委員会は、臨床研究倫理審査委員会の一部門としておくものとする。

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 本要項は当病院における治験を医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する 法律, 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日付厚生省令第28号)及び医療 機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日付厚生労働省令第36号)(以下, これ らを総称して「GCP」という)に基づいて, 治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定 めるものである。
- 2 本要項は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 医薬品の再審査申請,再評価申請の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には,本要項において,「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
- 4 医療機器及び体外診断用医薬品の治験を行なう場合も、本要項を適用するものとする。

(治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、「治験の原則」に従って、全ての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなけれ ばならない。
- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審議を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 治験審査委員会の委員の構成は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1)病院長が指名する医師(5名以上)
- (2)事務局次長
- (3)経理課長
- (4)薬剤局長
- (5)臨床検査科長
- (6)病院長が指名する看護師1名
- (7)上記の外, 治験の実施に関し当病院及び当病院治験審査委員会の設置者との利害関係を有しない者で、病院長が指名する者
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長, 副委員長を置き, 病院長がこれを指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故等により、職務が遂行できないとき、又は委員長が治験責任医師となるときは、副委員長 が職務を代行する。なお、副委員長も同様に職務が遂行できないときは、委員長が指名した委員が職務を 代行する。

(治験審査委員会の業務)

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を病院長から入手しなければなら

ない。

- (1)治験実施計画書(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)
- (2)症例報告書の見本(治験実施計画書において,症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本としてよい)
 - (3)同意文書及びその他の説明文書(治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの)
 - (4)被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
 - (5)治験薬概要書
 - (6)被験者の安全等に係わる報告(ある場合)
 - (7)被験者への支払に関する資料(支払いがある場合)
 - (8)被験者の健康被害に対する補償に関する資料
 - (9)治験責任医師となるべき者がその要件を満たすことを証明した履歴書及びその他の文書並びに治験 分担医師となるべき者の指名リスト
 - (10)治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
 - (11)その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 治験審査委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。
 - (1)治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地から妥当性に関する事項
 - ア 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - イ 治験責任医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書により検討すること
 - ウ 治験の目的, 計画及び実施が妥当なものであること
 - エ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及びその他の説明文書の内容が適切であること(同意文書の記載内容が、被験者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が 適切な表現で記載されているか否かについて審議する)
 - オ 被験者の同意を得る方法が適切であること
 - 特に、被験者及びその代諾者の事前の同意を得ることが不可能な緊急状況下における救命的治験が行われることが計画されているときは、治験実施計画書及びその他の文書において、倫理的問題に適切に配慮していることを確認する。なお、治験審査結果通知書に、被験者及び代諾者の同意なしに治験に加わった者の人権、安全及び福祉を保護する方法を明記する。
 - また、被験者の代諾者の同意に基づき、被験者に対して直接の臨床的利益が予測されない非治療的な治験が行われることが計画されているときは、治験実施計画書及びその他の文書において、倫理的問題に適切に配慮していることを確認する。なお、治験審査結果通知書に、同意を得ることが困難なものを対象とすることを承認する旨を明記する。
 - カ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること(医療機関,治験責任医師又は治験依頼者の過失によるものであるか否かを問わず被験者の損失が補償されるか否かを審議する)
 - キ 被験者に対する支払がある場合には、その内容・方法が適切であること(支払がある場合は、支払の方法、その時期、金額等が同意文書及びその他の説明文書に記述されていることと、その内容が適正であるか否かを審議する)
 - ク 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
 - (2)治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項
 - ア 被験者の同意が適切に得られていること
 - イ 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審議すること
 - (ア)被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - (イ)被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる

変更

- ウ 治験実施中に当病院で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること
- エ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること
 - (注)重大な新たな情報
 - ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
 - ② 重篤な副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数,発生頻度,発生条件等の発生傾向が治験概要書から予測できないもの
 - ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬及び市販 医薬品の使用による感染症によるもの
 - ④ 副作用若しくは治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数,発生頻度,発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
 - ⑤ 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
 - ⑥ 副作用若しくは感染症によりがんその他の重大な疾病, 障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
 - ⑦ 当該治験薬と同一成分を含む市販医薬品に係わる製造,輸入又は販売の中止,回収,廃棄 その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- オ 実施中の各治験については、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回以上、当該治験を 継続して行うことの適否について調査審議する。なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場 合には、病院長に意見を文書で通知するものとする。
- カ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること
- (3)その他治験審査委員会が求める事項
- 3 治験審査委員会は、あらかじめ治験依頼者及び治験実施医療機関の長と合意が得られている場合は、治験依頼者より安全性情報に関する報告書を直接入手することができる。その場合は、治験実施医療機関の長が治験審査委員会に文書により通知して意見を聴いたものとみなし、治験審査依頼書の入手は不要とする。
- 4 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

第5条 治験審査委員会は、病院長から治験審査依頼書が提出された場合に開催するほか、委員長が必要 に応じて開催する。

なお、委員長からの特段の指示があった場合には、テレビ会議・Web会議等、双方向の円滑な意思疎通が可能な手段による開催ができる。その際には、出席者が一同に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態になっていることを必須とする。

- (1)追跡可能な形式で審議資料を配布・回収する。
- (2)テレビ会議・Web会議等による出席者は、個室等の音声および映像が第三者に漏洩しない場所から参加し、治験審査委員会事務局はこれを確認する。
- (3)委員長は、出席者が審議内容を把握しながら意見を発現できる状況であることを随時確認する。
- (4)議事録には、各委員の参加場所等について記載することとする。
- (5)情報漏洩または情報漏洩の恐れを確認した場合は直ちにテレビ会議・Web会議等を中止する。
- 第三者に情報漏洩した事実が判明した場合、直ちに該当試験の関係者に報告し、協議の上解決を図るも

のとする。

- (6)システムの不具合により委員会の成立要件が満たされないと委員長が判断した場合、その委員会において協議の上解決を図るものとする。
- 2 治験審査委員会は、以下の要件を満たさなければ会議を開くことができない。
 - (1)過半数ただし最低でも5名以上の委員が出席すること
- (2)医学, 歯学, 薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員が出席すること
- (3)第3条第1項第7号の委員(前号の規定により委員に加えられている者を除く)が出席すること
- 3 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 4 当該治験の治験依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員,その他の治験依頼者と密接な関係を有するもの)及び治験責任医師と関係のある委員(病院長,治験責任医師,治験分担医師又は治験協力者)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。
- 5 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 6 委員会の開催は文書により通知する。
- 7 審査の判定は、次のいずれかによることとする。なお、(1)以外の場合は、その理由を記す。(2)の場合には、修正条件及び修正内容の確認方法を取り決める。また、採決に至らなかった場合は保留とし、次回以降の治験審査委員会で審議することとする。
 - (1)承認(2)修正の上で承認
 - (3)却下(4)既承認事項の取り消し(5)保留
- 8 治験審査委員会は、審議及び採決に参加した委員名簿(各委員の資格及び職名を含む)に関する記録 及び審議記録を作成し保存するものとする。
- 9 治験審査委員会は、審議終了後速やかに病院長に、治験審査結果通知書により報告する。

なお治験審査委員会は、治験依頼者より直接、安全性情報等に関する報告書を入手した場合は、治験審査結果通知書により治験実施医療機関の長に加えて治験依頼者及び治験責任医師に意見を述べることができる。

また治験審査結果通知書には、以下の事項を記載するものとする。

- (1)治験に関する委員会の決定
- (2)決定の理由
- (3)修正条件がある場合、その条件
- (4)治験審査委員会の決定に対する異議申立て手続き
- (5)治験審査委員会の名称と所在地
- (6)治験審査委員会がGCPに従って組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保障する 旨の陳述
- 10 治験審査委員会は、承認された進行中の治験の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。

迅速審査実施の可否は委員長が判断する。迅速審査を行う委員は、委員長及び委員長が指名した委員とし、委員長は本条第7項に従って判定し、第9項によりその結果を病院長に報告するとともに、次回治験審査委員会にて報告を行う。

なお、迅速審査の適用範囲は以下のものとする。

- 1) 治験依頼者の組織・体制変更
- 2) 治験契約期間の延長
- 3)その他, 治験の実施に影響を与えない範囲で, 被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく,

第2章 治験審查委員会事務局

(治験審査委員会事務局の業務)

第6条 治験審査委員会事務局は、治験審査委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- (1)治験審査委員会の委員の指名に関する業務(委員名簿の作成を含む)
- (2)治験依頼書及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付
- (3)治験審査委員会の開催
- (4)治験審査委員会の審議等の記録(審議及び採決に参加した委員の名簿を含む)の作成
- (5)治験審査結果通知書の作成及び病院長への報告
- (6)記録の保存(本要項第3章に従う)
- (7) 当該設置運営要綱, 委員名簿及び会議の記録の概要の公表 なお, 本要項, 委員名簿及び議事録の概要についてはホームページ上に掲載する。
- (8)その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。

- 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
 - (1) 当該設置運営要項
 - (2)委員名簿(各委員の資格を含む)
 - (3)委員の職業及び所属のリスト
 - (4)提出された文書
 - (5)会議の議事要旨(審議及び採決に参加した委員名簿を含む)
 - (6)書簡等の記録
 - (7)その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

- 第8条 治験審査委員会における保存すべき前条第2項で規定する文書は、治験の場合は(1)又は(2)の日のいずれか遅い日までの間、製造販売後臨床試験の場合は当該被験薬の再審査又は再評価が終了する日まで保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。
 - (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止又は申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年が経過した日)
 - (2)治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 2 保存している記録が保存期間を満了し、病院長の指示を受けて当該記録を破棄する場合、被験者のプライバシー及び治験依頼者の秘密を侵害しないよう適切に処分し記録を残すものとする。
- 3 治験審査委員会は、病院長を経由して治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発中止の連絡を 開発の中止等に関する報告書により受けるものとする。

附 則

本要項は、平成9年12月19日から施行する。 本要項は, 平成13年 3月 7日から施行する。 本要項は、平成13年10月 1日から施行する。 本要項は, 平成15年 4月 1日から施行する。 本要項は, 平成17年 6月15日から施行する。 本要項は、平成17年11月17日から施行する。 本要項は, 平成18年 4月21日から施行する。 本要項は, 平成18年 8月 1日から施行する。 本要項は, 平成19年 4月 1日から施行する。 本要項は、平成20年 5月21日から施行する。 本要項は, 平成20年12月 1日から施行する。 本要項は、平成21年4月1日から施行する。 本要項は、平成24年4月 26日から施行する。 本要項は、平成25年4月1日から施行する。 本要項は、平成25年7月25日から施行する。 本要項は、平成27年10月28日から施行する。 本要項は、平成28年1月1日から施行する。 本要項は、平成28年7月27日から施行する。 本要項は、令和3年1月4日から施行する。